

拝啓 時下ますます御健勝のことと存じます。

さて、消防用設備等に係る点検済表示制度につきましては、財団法人日本消防設備安全センターの定める「消防用設備等点検済表示制度普及要綱」により運用されてきたところですが、この度同要綱の一部が改正され、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」とされたところであり、本職からも平成8年4月5日付け消防予第61号をもって各都道府県消防主管部長あて通知したところであります。

つきましては、消防用設備等の適正な維持管理を確保するため、「消防用設備等点検済表示制度推進要綱」に基づく点検済表示制度の適正な適用について、特段の御配慮を賜りますようお願いいたします（別紙参照）。

また、財団法人日本消防設備安全センターから、別途消防用設備等に係る点検済表示制度の推進上の留意事項を含め、点検済表示制度の全国統一的な運用を目的とした指導、助言が行われますので、御留意いただくよう併せてお願いいたします。

なお、点検済表示制度が活用される場合において消防法に基づく消防用設備等の点検が適正に実施されていると認められるときは、防火対象物の関係者からの消防用設備等の点検結果報告の事務手続の簡素化等を行うよう各消防機関に対して第61号通知をもって示達済みであり、また、貴協会が設置される「消防設備等点検済表示管理委員会」に関係消防機関が積極的に参画するよう別途指導する予定であることを念のため申し添えます。

時節柄御自愛専一の程お祈りいたします。

敬 具

平成8年4月12日

消防庁予防課長

各都道府県消防設備保守協会 理事長（会長） 殿

（別紙略）